

# 景品表示法・薬機法における

会場 & WEB 開催

## 不当表示に関する課徴金事案解説講座

平成 28 年 4 月から景品表示法に課徴金制度が導入され、平成 29 年度以降毎年 10 件を超える不当表示に対して課徴金納付命令が行われています。また、令和 3 年 8 月から薬機法に課徴金制度が導入されました。

景品表示法と薬機法で課徴金の対象となる行為は虚偽・誇大広告ですが、その内容や対象者は各法律によって異なります。例えば、薬機法では、課徴金の対象となる①対象事業者は、「何人も」とされており、広告主以外も含まれますし、②対象商品は、薬機法では、医薬品、医療機器、医薬部外品、化粧品および再生医療等製品が法律で規定されており、その上で、薬機法上の「医薬品」に該当しなくとも、医薬品的効能効果を標ぼうするものは対象となることから、健康食品やサプリメントも含まれます。

今回の講座では、景品表示法および薬機法に関する表示規制に詳しい弁護士をお招きし、

- ① 景品表示違反で課徴金納付命令の対象となった、薬機法の規制対象ともなり得る不当表示について、命令を受けた表示の問題点、未然防止のための対応
- ② 薬機法で課徴金納付命令の対象となる虚偽・誇大広告で規制される事業者や広告内容とともに、薬機法の課徴金制度の概要、景品表示法との適用関係
- ③ 違反の未然防止のための取組、不適切な表示が明らかになった場合の対応など、事業者が適切な表示を行う上で必要な留意点を解説していただくことにいたしました。

法務担当者はもちろんのこと、関係担当者等も是非参加いただき、景品表示法、薬機法等に関する表示についての理解を深め、違反の未然防止にお役立ていただけますと幸いです。事前のメール、当日のチャット等による質問も受け付けます。

◇ 講 師	三浦法律事務所 松田 知丈 弁護士 , 大滝 晴香 弁護士
◇ 開 講 日	令和4年3月11日(金) 14:00~16:00
◇ 会 場	公益財団法人公正取引協会 会議室 東京都港区赤坂 1-4-1 赤坂 KSビル2F
◇ 配信方式	Zoom ミーティング(オンデマンド配信期間1週間(3月15日(火)~3月21日(月))
◇ 定 員	会 場: 15名 (先着順, 定員に達し次第締め切ります) 配 信: 50名 (先着順, 裏面の「システム環境」に合致することが前提です) ※会場の定員・開催は、新型コロナ等の状況により、変更させていただくことがあります。 ※会場受講の方で、当日、 <u>体温が 37.5 度以上</u> 等で体調の悪い方につきましては、当日中までにご連絡いただき、オンデマンド配信を視聴いただくようにいたします。
◇ 受 講 料	会員 7,700円 一般 11,000円(1名当たり、資料代・税 10%込)
◇ 申込方法	必要事項をご記入の上、FAX又は e-mail 参加申込フォームでお申込みください。

主 催 公益財団法人 公正取引協会

電話 03(3585)1241 <https://www.koutori-kyokai.or.jp>

システム環境

●インターネットをご覧いただける環境(通信料は各自負担となります。)

●動作OS

Apple macOS(最新版)、Microsoft Windows(8.1以上)、Google Chrome OS(最新版)

※ アンドロイド、IOSでのご視聴につきましては、アプリの導入をお勧めいたします。

●動作ブラウザ

Google Chrome(最新版)、Microsoft Edge(最新版)、Mozilla Firefox(最新版)、safari(最新版)

※ 講座の資料につきましては、開講前日までにPDFのURLを送信しますので、そちらのデータをご覧いただくか、各自ハードコピーしてください。

※ 上記環境に該当しても、各社独自のファイアウォールシステム等により、ご視聴いただけない場合があります。詳しくは各社のシステム管理者にお問い合わせください。

※参加に際し、ご遠慮いただきたいこと

・講義の録音、録画、写真撮影その他これに類する行為

・一つの申込みについて、申込者以外の視聴

・講座資料の二次利用(ただし、受講者ご自身及びその所属組織内で利用する場合(例:社内勉強会、日常業務の参考資料等)に限り、複製や再配布を可としております。)

・受講料は、当協会からお送りする請求書によりお支払いください。

・3月4日(金)以降のキャンセルは、受講料のご負担をお願いいたしますのでご了承ください。

<お申込み・お問い合わせ・質問事項送付先>

●当協会ホームページ掲載の[申込フォーム](#)よりお申込みいただくか、下記申込書に記載の上FAXにてお申込みください。  
公益財団法人公正取引協会 電話03-3585-1241 /FAX03-3585-1265

●事前質問(個別相談を除く)は、次のメールアドレス又はFAXにて3月3日(木)までにお問い合わせいたします。FAXの場合は、「景表法・薬機法不当表示課徴金事案解説講座質問」である旨の表記をお願いいたします。

質問用電子メールアドレス [keihyoyakki-kachokinga@koutori-kyokai.or.jp](mailto:keihyoyakki-kachokinga@koutori-kyokai.or.jp)

景品表示法・薬機法における不当表示に関する課徴金事案解説講座 申込書

【必ずチェック】希望の受講方式に☑してください。

←会場での受講を希望する。

←Webでの受講のみを希望する。

① 会社等の住所	〒□□□-□□□□
② 会社等の名称	
③ 所属部課	
④ 受講者名	
⑤ 電話番号	
⑥ e-mail(必須)	<p>※0(ゼロ)とO(オー)、I(エル)と1(イチ)等の間違いやすいものに入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 当協会から、今後、各種講座についてメールのご案内を希望されない場合にはチェックを入れてください。</p>

注)請求書及び動画URLをメールで送付いたしますので、メールアドレスは必ずご記入ください。

ご提供いただいた個人情報は、当協会からの各種連絡・情報提供以外には使用いたしません。